

十六、合併会社没業員の差別待遇撤廃、
十七、被服の改善

(1) 各業務所の希望に依りて改善すること、

十六、宿直料の公平を期すること、

(1) 中部管業所、王子出張所管内の宿直料を一月とすること、

(2) 守警の宿直料を一月とすること、

十七、兵事忌列の休日を皆勤とすること、

(1) 簡閲卓呼予核備召集による欠勤

(2) 忌列による休暇

十八、本社出入口を全部解放し昇降梯を全部運転すること、

十九、従業員の倶楽部図書室を設置すること、

二十、月経時には三日間の休暇を與へること、

二十一、運動會當日を公休とすること、

若し此等員は曩に待遇改善を歎歎致候得共回答に
注意なきを遺憾とし茲に止むを得ず右三ヶ条を
要求提出致し候来り六月八日午後三時迄御回答相
本交候也

昭和四年六月五日

東電従業員組合

東電社長若尾璋一入殿